

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成24年11月26日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「管理者である社会福祉協議会が所持しているかもしれない（保健福祉局高齢者支援課）

- ・年長者研修大学校、穴生学舎の事務室の建築平面図
- ・平成22年4月1日以降において、穴生学舎、穴生ドームの利用にあたって、（利用者、使用者）のクレームがあったか。あればその内容（期間は、平成22年4月1日～10月30日）」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成24年12月7日付け北九保地高第294号で、行政文書の一部開示の決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、行政文書一部開示決定通知書を平成24年12月29日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成25年2月8日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 個人識別にかかわる文書であっても、クレームは、保護すべきプライバシーに該当しない。クレーム者の名前やクレームの内容は、クレーム者本人を特定できる場合が多いが、情報開示に当たっては、相手に承諾を得た上で開示することは可能である。
- (2) 行政文書の開示請求を受けた行政機関の長は、不開示情報に該当する場合を除き、開示請求にかかる行政文書を開示しなければならないが、不開示情報が記載されている場合であっても、法は一定の要件のもとに部分開示を義務付け、公益上の理由による裁量的開示も可能としている。これによると、理由を勘案し、必要な場合には情報提供が認められている。
- (3) 異議申立人の解雇理由となる重要な証言であるから、開示は当然である。
- (4) 処分庁は、クレームの内容は、申立人の解雇理由とはまったく無関係であるとしているが、北九州市社会福祉協議会職員が、公開裁判において、宣誓した後、「両手で数えられないくらいのクレームがあった」と証言したことは事実であるから、「関係ない」との判断を処分庁がしたことは、申立人への義務違反である。
- (5) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」に該当する情報は公開されなければならないことになっている。本件内容は、「人の生命を害する恐れのある事業活動が行われた（突然の理由のない虚偽による不当な解雇により職を失ったこと、健康への害悪、ひいては、生活すなわち生命の危機を招いた）」ものに該当する。

第3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 開示請求に係る文書については、期間中、1通のクレーム文書（平成22年9月17日高齢者支援課受付文書）が存在した。異議申立人は、「部分開示」や「裁量的開示」を主張しているが、当該文書（クレーム文書）は、文書の内容そのものが特定の個人を識別できるものであり、また、当該文書の内容は異議申立人の解雇理由とは全く無関係な内容である。
- 2 「北九州市情報公開条例」及び「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」では、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」と、部分開示の例外も認めていることから、不開示決定とした。
- 3 開示・不開示の決定は、情報提供相手により勘案するものではなく、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものは不開示とすべきであると判断する。

以上のことから、本件処分は条例の規定に合致しており、本件異議申立てには理由がないと考える。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、

「管理者である社会福祉協議会が所持しているかもしれない（保健福祉局高齢者支援課）

- ・年長者研修大学校、穴生学舎の事務室の建築平面図
- ・平成22年4月1日以降において、穴生学舎、穴生ドームの利用にあたって、（利用者、使用者）のクレームがあったか。あればその内容（期間は、平成22年4月1日～10月30日）」である。

(2) 実施機関は、本件行政文書として次の文書を特定し、イの文書（以下「本件不開示情報」という。）について、条例第7条第1号に該当するという理由で不開示としている。

- ア 北九州市立年長者研修大学校穴生学舎の事務室の建築平面図
- イ 平成22年9月17日付け保健福祉局高齢者支援課受付文書

(3) 北九州市立年長者研修大学校穴生学舎は、市が設置した社会福祉施設のひとつであり、「年長者に対して学習の場を提供することにより、年長者の生きがいづくり及び社会活動の促進に資する」ことを目的としている（北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第3条及び別表第1）。市長は、同条例第9条の規定に基づき、社会福祉施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができ、本件では、市は、社会福祉法人北九州市社会福祉協議会を指定管理者とし、同協議会との間で、「北九州市立年長者研修大学校周望学舎・穴生学舎及び北九州穴生ドームの管理運営に関する基本協定書」を締結している。

(4) 市は、指定管理者制度の円滑な導入・運用に資するとともに、市民サービスの向上、管理運営の効率化及び施設の有効活用を進めていくための指針となる「北九州市指定管理者制度ガイドライン」を策定しており、市の担当部署は、このガイドラインに沿って指定管理者に係る事務処理を行う必要がある。このガイドラインの情報の管理（情報公開請求への対応）の項では、以下のとおり記載されている。

「指定管理者は情報公開条例における実施機関ではない（情報公開条例2条1号）。

指定管理者が市から委託された業務に関し作成し、使用している文書、図面及び電磁的記録については、本来は市が作成すべきものであるため、本市においては、実施機関が保有している行政文書と位置づけている。

所管局においては、指定管理者が管理業務に関し作成、使用している文書等を把握し、その引継ぎ等について協定に規定しておかなければならない。」

(5) これを受けて、本件の上記協定書第49条では、「条例第5条に基づく本施設の管理に係る情報の開示の請求がなされた場合、市が開示の可否を決定することとし、市からの対象文書の請求に対し、指定管理者は速やかに対応しなければならない。」と規定している。すなわち、指定管理者における情報公開の取扱いは、社会福祉施設の管理を指定した所管局の担当課（本件では保健福祉局高齢者支援課）が請求文書の開示又は不開示の決定に至る一連の手続を行うことになっており、また、当該担当課が請求文書を保有していない場合は、指定管理者から取り寄せ、市の行政文書として条例に基づき開示又は不開示の決定に至る一連の手続を行うこととなっている。

(6) 本件不開示情報は、文書作成者から実施機関（保健福祉局高齢者支援課）に直接郵送されてきたものであるが、仮に、「平成22年4月1日以降におい

て、穴生学舎、穴生ドームの利用にあたって、(利用者、使用者) のクレームの内容(期間は、平成22年4月1日～10月30日)に該当する文書を本件指定管理者が保有しているとした場合には、当該文書は本件行政文書として情報公開の対象となる。そこで、当審査会が、当該指定管理者に、期間中にクレーム関係文書が存在しないかどうかを実施機関を通じて確認したところ、該当する文書は存在しないとの回答を得た。したがって、本件における期間中のクレーム関係文書は、実施機関が保有する本件不開示情報1件のみしか存在しないと認められる。

2 本件事案の争点

本件異議申立てにおける争点は、本件不開示情報が、条例第7条第1号に該当するか否かに要約される。

3 条例第7条第1号該当性の判断

(1) 条例第7条第1号の構造

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、

「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(これらの部分を公にすることにより当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならないと規定している。

(2) 条例第7条第1号該当性

ア 本号本文該当性

当審査会が、本件不開示情報について、その記載内容を確認したところ、当該文書には個人の思想、学歴、職歴、氏名、住所等が記載されていた。これらの情報は、特定の個人を識別することができる情報と認められる。

したがって、本件不開示情報は、本号本文に該当する。

イ 本号ただし書該当性

(ア) 本号ただし書ア該当性

本件不開示情報は、その内容及び性質から本号ただし書アには該当しない。

(イ) 本号ただし書イ該当性

本号ただし書イの規定の趣旨は、個人に関する情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性と、これを公にしないことにより保護される当該個人の権利利益とを比較衡量し、前者の権利利益を保護することの必要性が後者の権利利益を保護することの必要性を上回ると認められる場合は、本号の不開示情報に該当しないとするものである。

本件では、本件不開示情報を公にすることにより保護される利益は、異議申立人によると、同人の「本件内容は、『人の生命を害するおそれのある事業活動が行われた（突然の理由のない虚偽による不当な解雇により職を失ったこと、健康への害悪、ひいては、生活すなわち生命の危機を招いた）』ものに該当する。」との主張から、不当に解雇されたことにより異議申立人が受けた不利益の解消と理解できる。

一方、本件不開示情報を公にしないことにより保護される当該個人の権利利益は、本件不開示情報に記載されている個人のプライバシーである。

この二つの利益を比較衡量すると、前者の権利利益が後者の権利利益を上回るとは認められず、したがって、本件不開示情報は、本号ただし書イには該当しない。

(ウ) 本号ただし書ウ該当性

本件不開示情報は、その内容及び性質から本号ただし書ウには該当しない。

よって、本件不開示情報は、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しないので、不開示とすることが妥当である。

以上のことから、当該行政文書は、条例第7条第1号に該当し、不開示とした処分庁の決定は、妥当なものとは判断せざるを得ない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件処分において不開示とした情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	中野敬一
会長職務代理者		高木康衣
委	員	五十嵐享平
委	員	田村奈々子
委	員	中谷淳子